

2000年8月17日

申入書

労働大臣 吉川芳男 殿

「ダイオキシン・環境ホルモン対策国民会議」

代 表 立川 涼
事務局長 中下 裕子

事務局：東京都港区新橋 4-25-6 ヤスキビル 2・6
階
コスモス法律事務所内
TEL & FAX 03-3432-1490
e-mail kokumin-kaigi@syd.odn.ne.jp

記

1. 本年7月12日、豊能郡美化センター解体工事に従事していた労働者の血液中から、最大値5,380.6 pg-TEQ/g 脂肪、平均値でも680.5 pg-TEQ/g 脂肪という極めて高濃度のダイオキシン類が検出された事実が明らかになりました。

その後7月14日には、貴省より、関係各団体の長および各都道府県労働局長ならびに厚生省生活衛生局長に対し、緊急対策が策定されるまでの間、解体工事の自粛を要請する通達が出され、さらに7月27日には、本件事案についての専門的な検討及び作業マニュアルの作成を行う目的で、「廃棄物焼却施設解体工事におけるダイオキシン類対策検討委員会」（以下検討委員会といいます）が設置され、その第1回会合が開催されました。このような貴省の迅速な対応に対しましては、心より敬意を表しております。

しかしながら、現在、貴省では、来る8月22日開催予定の第2回検討委員会に諮った上で、原因解明を待つことなく「緊急対策」を策定し、それと同時に上記解体工事の自粛通達を解除することを考えておられるとうかがって、私たちは極めて強い懸念を抱いております。なぜなら、私たちは、本件において、原因の解明は、有効な再発防止策を立案する上で不可欠の事項だと考えるからです。

2. 貴省においては、昨年12月に「ダイオキシン類による健康障害防止のための対策要綱」を策定し、廃棄物焼却施設に勤務する労働者がダイオキシン類にばく露することを防止するために事業者が講ずべき措置を定めておられます。本件においては、この対策要綱を遵守して作業が行われたのでしょうか。遵守されていたにもかかわらず本件事態が起きたとしたら、「対策要綱」自体の抜本的見直しが求められることとなります。短期間でこのような高濃度のばく露が起きたということは、策定者の責任が問われると思います。従来気づいていなかった新たな発生源があるのではないかとの疑念も生じます。もし、新たな発生源があるとしたら、それに対する対策が不可欠です。

このように、当然のことですが、原因の如何によって講ずべき緊急対策の内容は異なってくるはずですが、原因がわからないで、安全対策など立てられるはずがありません。もし、原因の究明を待たずに緊急対策を定めて解体作業を再開し、本件のような高濃度ばく露の事態が再発したとしたら、いったい誰が責任を取るのでしょうか。本件対策は、労働者の生命の安全に直接的にかかわる事柄です。無責任な姿勢でのぞむことは断じて許されないと私たちは考えております。

3. 周知の通り、ダイオキシン類の人体汚染の深刻さは、ベトナム戦争の枯葉剤、カネミ油症事件、台湾油症事件、セベソ事件などから既に明らかです。近年、内分泌攪乱作用を伴う生殖毒性により、ばく露を受けた世代のみならず、次世代にも重大な健康影響を及ぼすことが検証されています。上記の事件では、ばく露を受けた親から生まれた子や孫たちまでが、今なおさまざまな健康影響に苦しめられています。このような悲劇を二度と繰り返してはなりません。今こそ、過去の苦い教訓を生かし、徹底した人命尊重の立場に立って、被害の拡大を招くことのないよう慎重に事態に対処することが求められているのではないのでしょうか。

4. 環境庁の調査によると、平成12年3月31日現在の廃棄物焼却炉の廃止炉数は3974基、休止炉は622基となっています。今後これらの多くが解体されることが予想され、そうなると多数の解体工事に従事する労働者に被ばくの危険が及ぶこととなります。

他方、全国的に多数の廃炉が存在する実情に鑑みると、解体作業を早期に再開する必要性

があることも否定できません。しかし、だからといって、労働者の犠牲の上に、解体作業が進められてよいはずがありません。

今、求められているのは、一日も早く、原因を究明し、その上で内外の英知を結集して作業の安全基準を確立し、その遵守を監視する体制を強化することです。決して、原因究明を待たずして解体工事を再開し、労働者をダイオキシン類汚染の危険にさらすことではありません。それは、まさに「人体実験」に他なりません。

5. さらに大切なことは、こうした原因究明及び安全対策の立案の過程を透明化することです。本件事態については、解体工事に従事する労働者の方々はもちろん、多くの国民が重大な関心をもってその推移を見守っています。したがって、労働者のプライバシーに配慮しつつも、できる限り、審議の公開、情報の公開に努めるべきです。それが、結果として、解体工事を安全かつ円滑に進めることに資することになると思います。

言うまでもありませんが、原因を究明するには、血液検査の全データについて異性体等の分析が不可欠です。ところが、35名の労働者の検査結果の生データが未だ公開されておられません。解体工事の再開を急ぐなら、生データをすみやかに全面公開した上で、原因の早期解明に努めるべきは当然ではないでしょうか。なぜ、貴省が積極的に全体的なデータ公開に取り組まれないのか、理解に苦しみます。

さらに、対策の策定にあたっては、労働組合の意見はもとより、広く国民の意見を聴取する必要があります。検討委員会のメンバー以外にも専門家は多数おられますし、市民・NGOの中にも識者が少なくありません。広くこれらの人々の英知を集め、よりよい対策の実現に前向きに取り組むべきは当然です。社会的な合意形成という意味でも、市民参加の手続きを保障することは重要です。

6. そこで、私たちは、貴省に対し、次のとおり提案します。私たちの提案をよくご検討いただき、労働者の健康と安全を守る責任を負っておられる貴省が、二度と同様の被害を発生させないために、賢明な結論を下されることを心より願っております。

- 労働省は、豊能郡美化センター解体工事従事者の血液が高濃度にダイオキシン類汚

染された原因が解明され、その対策が確定できるまで、解体工事自粛の通達を維持すること。

- 緊急対策の策定に先立ち、海外の労働基準を精査すること。
- 検討委員会の議事を公開し、国民の傍聴を認めるとともに、生データを含む情報の公開をおこない、原因の究明及び今後の対策策定手続を徹底して透明化すること。
- 検討委員会の進行にあたり、本件の被害労働者からの直接の事情聴取や、労働組合・N G Oの参加の機会を設けること。また解体工事再開の決定や緊急対策の策定について、パブリックコメントを求める手続をとるなど、市民参加の機会を設けること。